

# もやい



No.  
40

平成28年8月

発行所：熊本県菊池市旭志川辺1884-1

公益社団法人 菊池法人会 広報委員会



## ▽泗水孔子公園

旧泗水町の町名の由来が、中国の思想家である孔子生誕の地、中国山東省泗水県にちなんだといわれることから、町の生誕百年を記念して平成4年に完成した公園です。建物には本格的な中国宮廷建築様式が採用され、異国情緒漂う雰囲気となっています。毎年「しずい秋まつり」で孔子の生誕を祝い、中国曲阜市の大成殿で行われる「祭孔大典」を再現しています。

## 目 次

ごあいさつ	2
主要公益事業一覧	3
着任のごあいさつ	4
税務署異動のお知らせ	5
熊本県における国税に関する申告・納付等の 期限の延長措置について	5
災害等にあったとき	6
第29回通常総会	8
支部ニュース	9
小学校花苗寄付	11

お手玉寄付事業	11
税に関する絵はがきコンクール表彰	12
献血事業	13
熊本地震被災者支援に参加	14
小学生菊池税務署および竜門ダム見学会	14
青年部会・女性部会 合同事業報告会	15
企業の税務コンプライアンス向上のために	16





# ごあいさつ

会長 山内 彰雄

熊本地震で被災された皆様へ  
心よりお見舞い申し上げます

早いもので、地震から4ヶ月が経ちました。しかし、余震の数は減ったものの未だ続いているが、「支えあおう熊本 いま心ひとつに」の下、少しずつ復旧に向けて動き出しています。

全国法人会総連合から全国の法人会へ義捐金の呼びかけが行われ、8月中には菊地法人会への義捐金額が決まるものと思われます。その後、協議しまして適正な方法を考えたいと思っています。

さて、通常総会は地震の影響で会場を変更しましたが、5月24日に開催することが出来ました。お蔭さまで、税務知識の普及、納税意識の高揚、各種税務研修、社会貢献等の公益目的事業は62%を占め、公益社団法人としての責任を果たすことが出来ました。これも偏に、会員の皆様のご協力の賜物と感謝致しております。

本年度も、会員の皆様の税知識向上を目的とした研修会や講演会の開催、未来の納税者である小学生を対象とした租税教室の実施を計画しております。

また、旭志道の駅での献血活動、小学校30校への花苗寄贈、保育園への手玉配布、老人ホームへのタオル寄付等幅広い社会貢献活動でも会員皆様のご協力をお願い致します。

さて、夏休みに入って直ぐの日曜日に開催していました「菊池川流域クリーンリバー作戦」は、余震が未だある中、子供たちの安全を考慮し、残念ですが中止することになりました。

これから事業予定の中で、9月16日くまもと中央カントリークラブで開催されますチャリティーゴルフ大会、10月31日旭志道の駅で実施されます献血活動などへのご参加、ご協力をお願い致します。

また、会員特典として掛金が割引になる各種保険のご紹介等福利厚生に関する事業や会員増強活動も実施してまいります。

これらの事業は役員、青年部会員、女性部会員を中心となり、実施しておりますが、会員皆様のご協力が是非とも必要な事業であります。

別紙に事業内容と実施時期（予定含む）を掲載しましたので、行事への参加はもとより運営スタッフとしてのご参加もお待ちしております。

=トピックス=

未曾有の熊本地震で多くの方が被災されましたが、この機会に、法人会と共に活動をしています大同生命、A I U保険、アフラックと比較検討をされたら如何でしょうか。

## 平成28年度 公益社団法人 菊池法人会 主要公益事業一覧

月	事業名	事業内容	備考
7月	◎菊池川流域 クリーンリバー作戦	①実施日：7月31日（日）8:30～ ②場所：七城町 鴨川公園 ③実施内容：ごみ拾い、ゴムボートによる川下り、バーベキュー等	※熊本地震の影響で中止
8月	◎小学生税務署見学 および竜門ダム見学	①実施日：8月5日（月）9:00～ ②場所：菊池税務署および竜門ダム見学 ③実施内容：税務署見学、租税教室、竜門ダム見学	※熊本天使園（合志市）の5,6年生児童が参加予定
9月	◎チャリティーゴルフ大会	①実施日：9月16日（金） ②場所：熊本中央CC ③参加者：会員及び会員会社従業員	※8月に案内文送付予定
10月	◎献血事業	①実施日：10月31日（月）9:00～ ②場所：道の駅旭志（旭志村ふれあいセンター） ③受付等の支援	※目標100名
12月 ～ 3月	◎租税教室	①実施日：1月～2月 ②場所：未定（小学校5～6校） ③内容：法人会会員が小学校で税に関する授業を実施	※昨年実施校（7校、461名） 菊池：菊之池小、酒水小、七城小 合志：合志小 大津：室小 菊陽：菊陽西小、菊陽南小
	◎保育園へのお手玉寄付	①実施日：12月 ②場所：保育園1ヶ所 ③内容：お手玉を作成して保育園へ配布する	※昨年度は大津町の陣内幼稚園に寄付
	◎小学校への花苗寄贈	①実施日：1月 ②場所：菊池市、合志市、大津町、菊陽町の小学校30校 ③内容：法人会会員が各校へ花苗を持参	※パンジー、さくら草（3,600鉢）
	◎老人ホームへのタオル寄付	①実施日：2月頃 ②場所：老人ホーム1～2ヶ所 ③内容：タオル収集と寄付	※昨年度は菊陽町の「陽かりの郷」へ寄付
	◎献血事業	①実施日：3月13日（月）9:00～ ②場所：道の駅旭志（旭志村ふれあいセンター） ③内容：受付等の支援	※目標100名
通年	◎各種研修会、講演会	①総会、支部全体会時に実施	
	◎会員増強活動	①新設立法人や未加入法人様へ役員、共益委員が加入のご案内を実施	
	◎福利厚生事業	①大同生命、AIU損保、アフラックから随時加入条件等について説明	

※お問い合わせは、法人会事務局（0968-36-9444）まで

### 不用タオル寄付のお願い!

(女性部会より)

ご自宅や会社で不用なタオルがありましたら、法人会事務局までご連絡ください。

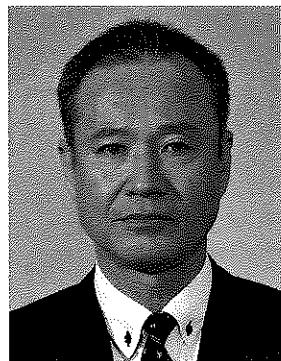
連絡先：0968-36-9444（菊池市旭志川辺1884-1 菊池市商工会旭志支所内）

### 献血ご協力のお願い!

(青年部会より)

10月31日（月）に旭志道の駅で献血を実施します。会員の皆様のご協力をお願いします。

連絡先：0968-36-9444（菊池市旭志川辺1884-1 菊池市商工会旭志支所内）



## 着任のごあいさつ

菊池税務署長 今 村 英 雄

本年7月の異動により、熊本国税局徵収部徵収課長から菊池税務署長に着任しました今村でございます。

まず始めに、本年4月に発生しました平成28年熊本地震により被害を受けられた皆様方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

熊本地震発生から3か月が経過しましたが、いまだに菊池税務署管内にも各所に大きな被害の傷跡が残っています。被災地の復旧・復興には、これから長丁場となることが予想され、納税者の皆様への対応に当たりましては、引き続き、被災された方々の立場に立って、個々の実情を十分聴取し、心情等にも配慮した親切・丁寧な対応に努めてまいります。

私は当地での勤務は初めてでございます。豊かな自然と歴史の中で育まれた文化や人の温もりが感じられるこの地で勤務できますことを大変光栄に思っておりますが、皆様が一日も早く震災前の生活に戻られることを何より願っております。

さて、公益社団法人菊池法人会並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

菊池法人会は、平成26年4月に公益社団法人への移行を完了され、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを新たな理念として掲げられ、志の高

い経営者であるとの矜持を持ち、税制、税務を中心に熱心に取り組んでおられると伺っており、会員皆様方の御尽力に、改めて感謝申し上げる次第であります。

また、新たな公益目的事業の一つとして、昨年4月から全国の法人会で実施されている「企業のコンプライアンス向上のための取組」につきましては、各種説明会等の機会を利用して「自主点検チェックシート」の普及活動を行われていると伺っております。

当局としましても、本年4月よりこの取組を後援させていただき、法人会の活動が更に充実したものとなりますよう、今後とも皆様方と連携・協調を図り、変わらぬ信頼と協力関係を築いてまいりたいと考えております。

ところで、近年の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化や高度情報化、更には広域化により大きく変化しております。各種の税制改正を含め国民の皆様の税に関する関心は一層高まっております。

そのような状況の下、税務行政に携わる私どもとしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていくため、時代の変化を鋭敏に捉えた納税環境の整備を図るとともに、各種施策や制度改革などについて、納税者の視点に立った適切、かつ、丁寧な対応を行いながら、国民の皆様の御理解と信頼の確保に努めてまいる所存でございます。

結びに、菊池法人会の役員並びに会員の皆様の、今後益々の御発展と御健勝を祈念しまして私の挨拶といたします。

## 税務署異動のお知らせ

役 職	氏 名	前 任 職 名
署 長	今 村 英 雄	熊本国税局 徴収部 徴収課長
総 務 課 長	竹 村 満	大島税務署 総務課長
総 務 係 長	中 島 慶 太	熊本国税局 課税部酒税課 団体企業係 実査官
管理運営部門統括官	菅 原 隆 範	熊本国税局 徴収部 管理運営課 主査
管理運営・徵収部門統括官	大久保 三穂子	留任
個人課税第1部門統括官	平 木 滋 信	留任
個人課税第2部門統括官	大 谷 昇	熊本西税務署 個人課税4部門 統括官
法人課税部門統括官	佐 藤 伸 幸	留任

### 熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長措置について

平成 28 年 4 月 22 日  
国税庁

1. 平成 28 年熊本地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条に基づき、熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととし、本日（4 月 22 日）の官報に掲載し公告しました。

これにより、熊本県に納税地を有する納税者につきましては、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

2. また、熊本県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

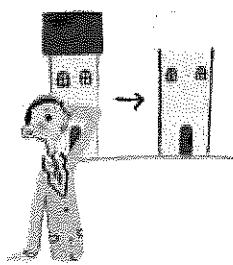
(注) 熊本県以外の地域については、引き続き、被災の状況等を踏まえて検討してまいります。

#### ◆◆ 問合せ先 ◆◆

熊本県における国税に関する申告・納税等の期限の延長措置について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

# 災害等にあったとき



期限までに申告や  
納付ができない  
ときはどうするの？

## 申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

### 申告などの期限の延長

●災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。

●これには、地場指定による場合と個別指定による場合があります。

#### ① 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。

#### ② 個別指定

所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できます。

### 納税証明書の手数料について

災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

### 納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請することによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

#### ① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
(イ) 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
(ロ) 所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注：(イ)、(ロ)とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

#### ② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

確定申告をする前に  
納期限が来るものは  
どうなりますか？

## 予定納税の減額・源泉徴収の徵収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徵収猶予を受けることができます。

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徵収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額		給与所得者の源泉所得税の徵収猶予など
所 得 税 法	災 害 等 を 受 け た 日 の 区 分	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。
	7月1日～ 6月30日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。
災 害 減 免 法		7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあつた日から2か月以内に減額を申請してください。 (イ) 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること (ロ) その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること

左記(イ)、(ロ)のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徵収猶予や還付を受けることができます。  
なお、左記(イ)、(ロ)に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど維持控除の適用があると見込まれるときは、その維持控除の金額に対応する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について徵収猶予を受けることができます。

#### (手続)

##### ●徵収猶予

徵収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください(※)。  
※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名あて人は、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長としてください)。

##### ●還付

還付申請書に、還付を受けようとする税額が徵収済みである旨の勤務先の説明を受けた上で、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください。

注：相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

もしも災害に  
あったら、  
税金面での配慮は  
あるのですか？



### 所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の難損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による難損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法(難損控除)	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、強制による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産 (耕作資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 (※1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財 (損害金額(※2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要となります。)	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	難損控除の金額は次の(イ)又は(ロ)のうちいずれか多い方の金額です。 (イ)損害金額(※2)×所得金額の10分の1 (ロ)損害金額(※2)のうちの災害開道支出の金額×5万円 注「災害開道支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住む家の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に開道したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額 500万円以下 500万円超 750万円以下 750万円超 1,000万円以下	所得税の軽減額 全額免除 2分の1の軽減 4分の1の軽減
その他の事項	●災害等に連れてやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ●難損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間(※3)繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ●災害開道支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したもののが対象となります。(※4)。	●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限り適用することができます。 ●この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額(※2)を記載する必要があります。	

※1 生活に通常必要な資産とは、別荘や競走馬、1台又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、美術等をいいます。

※2 資産に生じた損害の全額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

※3 東日本大震災により住宅や家財などをついて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。

※4 東日本大震災に開道する①から③までの支出について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行なうことができなかつた場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したものとみなされます。

#### 〈平成28年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の難損控除を適用した方が有利になります。

注1:子供は16歳以上で、そのうち1人が19~22歳の場合です。

注2:災害開道支出の金額ではなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しました。

注3:損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	所得税法(難損控除)適用による所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による所得税及び復興特別所得税の額
100万円	217,900円	
200万円	115,800円	140,100円
300万円	56,600円	

# 第29回 通常総会

平成28年度第29回通常総会が5月24日（火）14：30から菊池市の菊池笹乃家で開催されました。

山内会長の挨拶の後、1号議案から4号議案までの審議がなされました。

## ＜議案＞

第1号議案 議事録署名人選任の件

第2号議案 平成27年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録・財務諸表に対する注記及び平成27年度事業報告承認の件

第3号議案 報告事項の件

平成28年度事業計画・収支予算書報告

第4号議案 借入金の最高限度額並びに借入先決定の件

以上について満場一致で承認されました。

また、公開講演会では、株式会社ティア 代表取締役会長の元岡健二氏が「51歳創業・69歳現役～山あり谷あり 芽生えた志と夢 チャレンジ～」と題して、波乱万丈の人生の中で、人との出会いを大切にし、その時々に最善を尽くしてきたお話を頂きました。

熊本地震で益城町のご自宅も熊本市内の店舗も被災されましたが、「必ず復活します。」

という強い言葉に参加した会員もパワーを頂いた講演となりました。



総会会場



会員増強表彰



山内会長挨拶



元岡健二氏講演

## 合志支部研修会

平成28年1月21日（木）、午後5時から合志市泉ヶ丘市民センターで事業承継セミナーを開催しました。

講師に一般社団法人「熊本事業承継センター」理事の後藤俊二氏（司法書士）をお迎えし、具体的な事例を交えながら事業承継の準備や手続きを丁寧に解説して頂きました。参加した会員の中には、「事業承継はまだ先のことと思っていたが、準備は早すぎるということはないようだ。今日聞いたことで早く出来ることから考えて実行していきたい。」と言われる方もおられました。



後藤俊二氏



真剣に聞く会員の皆さん

演題	事業承継セミナー～小規模事業者の事業承継について～
講師	一般社団法人「くまもと事業承継センター」
	理事 後藤俊二 司法書士
開催日時	平成28年1月21日（木）午後5時から
開催場所	合志市泉ヶ丘市民センター
受講者数	25名

## 菊池支部研修会

平成28年1月27日（水）、12：40から菊池笹乃家で「今さら聞けないマイナンバーの実務」と題して田中労働法事務所の田中翔所長による研修会が実施され、51名が参加しました。

菊池支部ではこれまでに菊池税務署から来て頂き2回のマイナンバー研修会を開催したところですが、今回は実際に会社が従業員とその扶養家族の個人番号を収集するにあたり、従業員さんに渡す書類、従業員さんからもらう書類等を「マイナンバー対応規程・書式集」を使いながら具体的に説明して頂きました。また、集めた個人番号の管理方法、廃棄方法等の具体的な実施例の説明もありました。

「マイナンバー対応規程・書式集」は、全ての菊池法人会会員の皆様へも送付しています。



説明中の田中翔氏



真剣に聞く受講者の皆さん



公益社団法人 菊池法人会

## 菊池支部事業報告会

平成 28 年 7 月 6 日（水）、16 時 30 分から菊池グランドホテルで菊池支部の平成 27 年度事業報告会が開催されました。例年 5 月頃に開催して、菊池支部会員の皆様へ 27 年度事業の実施報告と 28 年度の事業計画をご説明していますが、今年は 4 月の熊本地震の影響で 7 月開催となりました。

山下支部長の挨拶の後、27 年度に菊池支部が主催した講演会、研修会、企業視察研修会、ゴルフ大会等の実施状況と 28 年度の事業計画が報告されました。



支援対策の説明を聞く会員の皆様方



挨拶する山下支部長



井上辰幸税理士

その後、井上辰幸税理士事務所の井上先生から「災害復旧事業関連について」と題して勉強会を実施しました。その中で「ご自分の会社が被災して何らかの支援を受けたいとお考えの方がおられたら、様々な支援対策の中身が少しづつ変化しているので、支援の対象にならないと自己判断せず、まずは県や市町村の窓口に相談をしてみることが大切です。」とアドバイス頂きました。

## 菊陽支部事業報告会

平成 28 年 7 月 27 日（水）18：00 から菊陽町の(有)まるよしで菊陽支部の事業報告会が行われました。27 年度の事業報告と会計報告、28 年度の事業計画と予算が報告され、支部会員全員で今後の事業を盛り上げていくことが確認されました。

また、27 年度の菊陽支部の会員数が、加入 18 社、脱会 3 社で純増 15 社であったことが報告され、会の基盤となる会員が増えたことに対して加入にご協力頂いた 7 名の会員が表彰されました。

その後、異業種交流会が開催されましたが、地震被害からの再建に前向きな話が多く出ており、復旧、復興に向けて力強い波を感じる交流会となりました。



報告会の様子



異業種交流会の様子

### 小学校へ花苗寄付

平成 28 年 1 月 18 日（月）、青年部会員（村上武史部会長）6 名が菊池郡市の小学校 30 校にパンジーとサクラソウ（各校 120 苗）を寄付しました。

法人会では、小学生を対象に「租税教室」や「税に関する絵ハガキコンクール」を行っていますが、この花苗寄付も子供達の健全育成の一助になってほしいという思いで実施しています。

合志小学校では、昼休み時間に 6 年生の美化委員さん達が花苗を受け取ってくれました。



合志小の美化委員の皆さんと  
高木理事（後方右端）

### お手玉寄付事業

平成 28 年 2 月 15 日（月）、女性部会（美麗アサ子部会長）の会員 5 名が大津町の陣内幼稚園（高本ますみ園長）にお手玉 250 個を寄付しました。

午前 10 時から贈呈式を行い、園児 80 人の前でお手玉の遊び方の演技を行いました。美麗部会長が 3 個のお手玉を回すと園児達から「わあ～、すごい！」と声があがりました。

その後、園児全員と保育士の皆さんに女性部会員も混ざってお手玉遊びが始まりました。真剣に 3 個回しに挑戦する女児や 2 個回しが出来て得意げな男児等全員でお手玉遊びを楽しみました。

最後に園児全員による元気な歌の御礼があり、素直で元気な園児の笑顔が心に残る 1 日となりました。



お手玉遊びの演技をする会員の皆さん

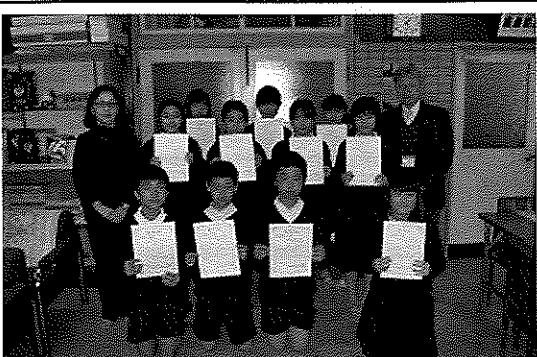


輪になってお手玉遊びをする園児達

### 税に関する絵はがきコンクール表彰

平成 28 年、3 月に女性部会（美麗アサ子部会長）が「第 7 回税に関する絵はがきコンクール」の表彰を行いました。これは、小学生に税について関心を持つもらうために実施しているもので、菊池法人会では、租税教室を実施した小学校の児童に絵はがきを描いてもらっています。

今年は 7 つの小学校から 461 点が集まり、女性部会役員が頭を悩ませながら 50 点の賞を選びました。



泗水小（左端：山下一枝副部会長）



菊陽西小（左端：舟津治美理事）



合志小（前列左端：美麗アサ子部会長）



七城小（右端：美麗アサ子部会長）



くるまのことなら何でも OK!  
民間車検指定工場・車体特認一種工場  
全労済指定・JA 共済指定

## 合資会社 ナカガワ

代表社員 中川 訓治  
菊池市西寺 1672-1 ☎0968(25)2707代

### 献血事業

平成 28 年 3 月 11 日（金）、青年部会（村上武史部会長）主催の献血が「道の駅旭志」で実施されました。この事業は、血液が不足しがちな 10 月と 3 月の年 2 回実施しており、今回は 49 名の献血がありました。

献血には、輸血を受けられる患者さんや献血をする方の安全を考慮して、様々な制約があります。例えば、「献血日前 3 日の間に歯の治療をした」、「献血日の朝から市販のかぜ薬を飲んだ」「海外から帰国して 4 週間以内である」等々は輸血を受けられる患者さんの安全に配慮した制約です。年齢制限（男性 17 ~ 69、女性 18 ~ 69）は献血者の安全を考慮した制約です。

毎日、事故や病気の手術等で血液が必要となります。命を救う活動である「献血」に皆様のご協力をお願い致します。

なお、次回の献血は、平成 28 年 10 月 31 日（月）道の駅旭志で行います。



### 品東京部会有限公司

24 時間 365 日、充実のロードサービスをご利用できます！

#### 営業内容

- 自動車部品及び用品の販売
- 自動車リサイクルパーツの販売
- ナビ・オーディオ・ETC 等の取付
- イヤ・ドライブレコーダー等の販売
- 自動車整備用工具の販売
- ロードサービス



本社 〒861-1331 熊本県菊池市隈府 501 TEL (0968) 25-3101㈹ FAX (0968) 25-1077  
営業所 〒861-1204 熊本県菊池市泗水町永 3670-1 TEL (0968) 38-6326 FAX (0968) 38-6326

### 熊日菊陽販売センター

TEL 096-232-3210

FAX 096-292-3336

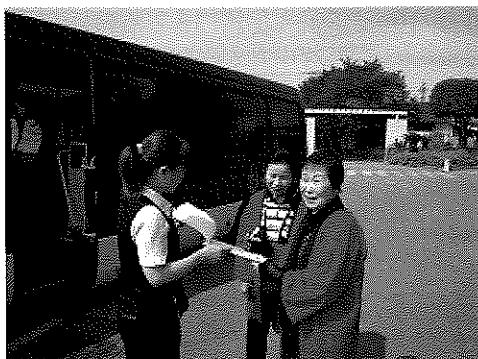
菊池郡菊陽町津久礼 2219-4

### 熊本地震被災者支援に参加

熊本県法人会連合会の女性部会が行う被災者支援事業に菊池法人会女性部会から役員の皆さんが参加しました。

この事業は、平成28年7月6日～8月10日の間に5回（1回40名、計200名）実施され、益城町の総合体育館等の避難所におられる被災者の皆さんを御船町の「みふね観音温泉華ほたる」にご招待して、入浴、昼食、レクレーション（歌や踊り）等で楽しんで頂きました。

菊池法人会からは、美麗アサ子部会長、大塚美代子相談役、山下一枝副部会長、後藤リツ子会員が、他の法人会女性部会の皆さんと一緒にお世話係りとして奮闘しました。



バス乗車打合せをする大塚さんと後藤さん



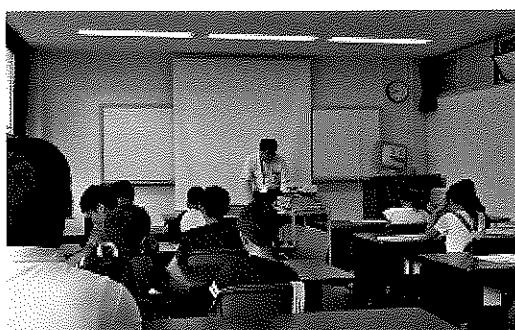
華ほたる控室で打合せする女性部会の皆さん

### 小学生 菊池税務署および竜門ダム見学会

平成28年8月5日（金）に、社会福祉法人 聖櫻会 児童福祉施設 熊本天使園の5年生と6年生9名が菊池税務署と竜門ダムの見学を行いました。

税務署では、今村署長の挨拶、佐藤統括国税調査官の租税教室、署長室での質問タイムを設けて頂きました。租税教室では、全員が1億円のレプリカを手に持って1億円の重みを体感しました。また署長室の質問タイムでは、子供達からは、「会社を作るといいくら税金を納めるのですか」という質問に、子供がわかる言葉を選んで丁寧に答えて頂きました。

昼食の後は竜門ダムへ行き、ダムの役割について説明を聞きました。1つのダムが水害を防止するだけではなく、農業用水や飲料水の確保等様々な機能を持つことを学びました。



租税教室授業の様子



竜門ダムの説明を聞く子供達

# 合 同 事 業 報 告 会

平成 28 年 6 月 17 日（金）菊池笠乃家で青年部会と女性部会が合同で事業報告会（全体会）を開催し、27 年度の事業報告と 28 年度の事業計画が報告されました。

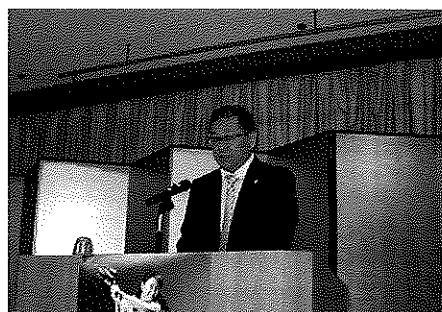
28 年度の事業は、女性部会はお手玉寄付、タオル寄付、税に関する絵はがきコンクールなどの事業、青年部会は租税教室や献血など事業を例年どおり実施する計画であることが報告されました。

ただ、青年部会のメイン行事の一つである菊池川流域クリーンリバー作戦については、28 年度は中止することと致しました。4 月に発生した地震の終息状況を確認しながら 5 月と 6 月に臨時役員会を開催して実施可否を検討しましたが、6 月に入っても震度 5 強の地震が発生するなど終息の気配が見えない中で、参加する多くの子供達の安全を最優先に苦渋の決断を致しました。

報告会終了後に A I U 損害保険(株)熊本支店の森紀昭部長から「熊本地震における企業防衛（損害保険の立場から）」と題して、家の地震保険と店舗や工場の地震保険の仕組みを説明頂きました。



報告会会場



村上武史青年部会長挨拶



美麗アサ子女性部会長挨拶



A I U 損害保険(株) 森部長

SATOH LOGIC co.,LTD.

株式会社 サトウロジック

代表取締役社長 物流技術管理士 佐 藤 栄 磨 Eima Satoh

〒869-1236 熊本県菊池郡大津町杉水 3739-9

TEL 096-294-0070 FAX 096-294-0050

URL : <http://www.satoh-logic.com> E-mail : [eima@satoh-logic.com](mailto:eima@satoh-logic.com)

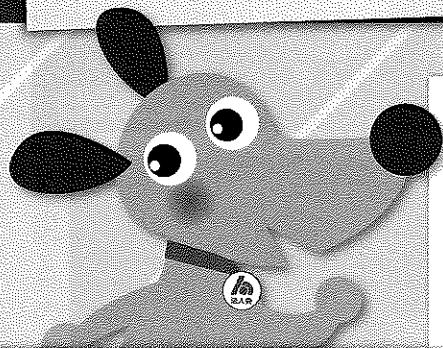


# 企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするために、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月 31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

項目番号	点検結果記入欄		改善方針
	点検結果	代表者記入欄	
18	確認したところ遅延が1件 あつた。		売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点 檢 項 目	点 檢 標			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 極助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

菊池法人会

電話番号 :0968-36-9444

E-mail kikuhoujin@juno.ocn.ne.jp

食卓へ笑顔を ~ Dream Creation company ~



株式会社 ナカガワフーズ

〒869-1102 熊本県菊池郡菊陽町原水 5594

TEL: 096-232-2018 FAX: 096-232-3034

URL: <http://nakagawafoods.co.jp>



有限  
会社 **V**Interior  
**いけなが**

代表取締役 池永 一心 いけなが いっしん

〒861-1102 熊本県合志市須屋 2091-6

TEL (096) 344-7311㈹ FAX (096) 345-9587 携帯 080-5246-4227

E-mail: ikenaga@grape.plala.or.jp

### <菊池法人会 入会のご案内>

一緒に学び、遊び、地域に貢献しながら人の輪を広げてみませんか？ご入会をお待ちしております。

- |        |   |        |                  |
|--------|---|--------|------------------|
| 1. 入会金 | 無し  | 2. 会 費 | 年間 1万円（入会年度は5千円） |
| 3. 特 典 | ①各種研修会や講演会の受講。②地域の社会貢献活動への参加。<br>③人脈が広がる異業種交流会。④法人を対象とした各種保険の充実。<br>⑤ゴルフ大会など会員交流活動。 |        |                  |
| 4. 問合先 | 公益社団法人 菊池法人会 事務局 ☎ 0968-36-9444   |        |                  |

新登場！

病気やケガで働けなくなったときの

**給与 サポート保険**



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで\*  
月々の収入をサポートします。

\*保険期間が、60歳満期の場合。  
65歳満期もあります。

特長  
1

病気・ケガで  
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます  
※就労困難状態に該当している場合

特長  
2

入院中だけでなく  
所定の在宅療養で  
働けない場合も保障

※就労困難状態に該当している場合

特長  
3

働けなくなったときの  
公的保障をふまえ、保障額を  
それぞれ設定できます

※保障額は短期保障と長期保障で設定できます

◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安保険料でご加入頂けます。
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です。

(引受保険会社)

**Aflac**

アフラック

(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック熊本支社

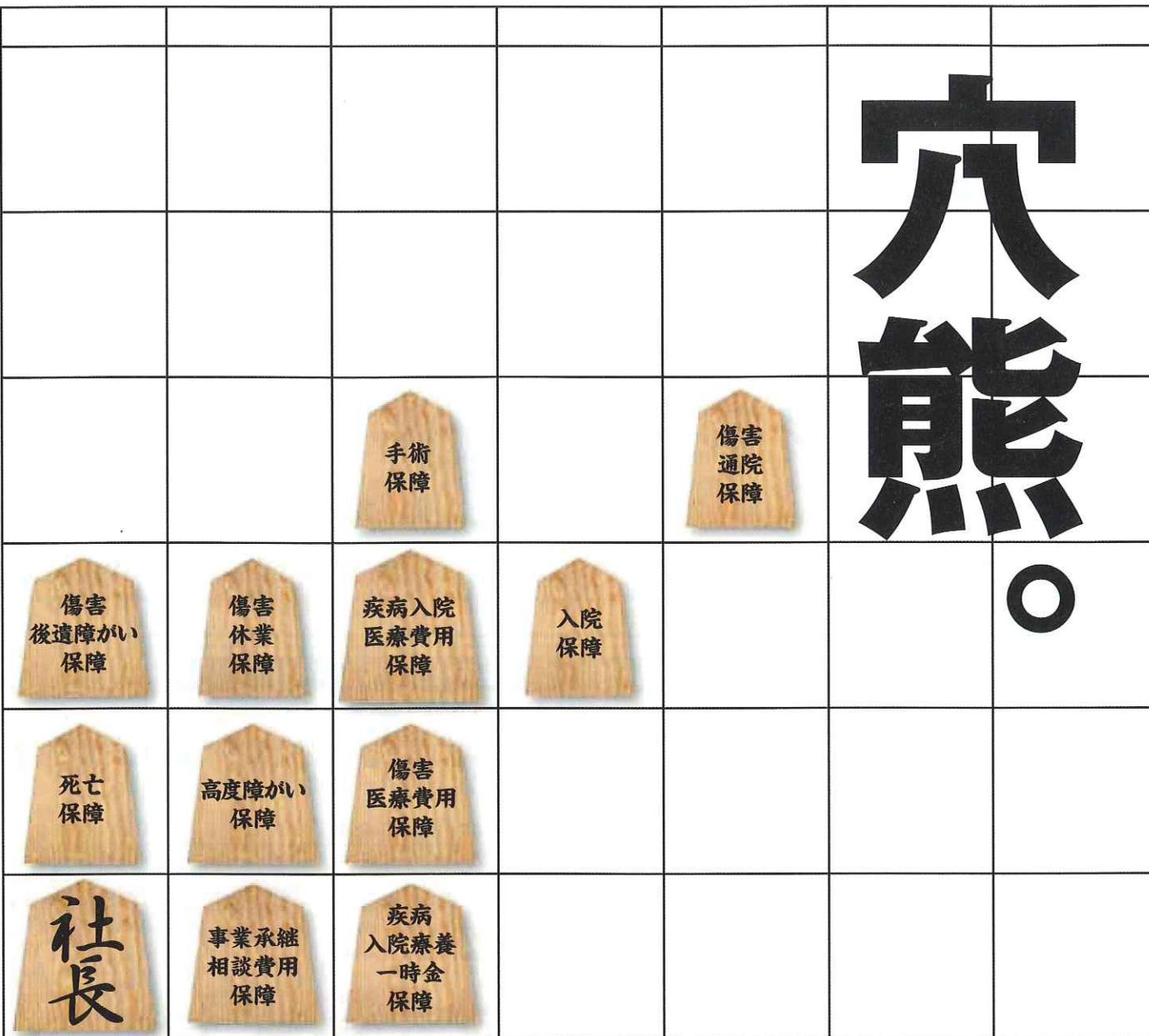
〒860-0803 熊本県熊本市中央区新市街 11-18 熊本第一生命ビル 10 階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0042 7月20日

H-16-017



穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。

経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

## 法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V+Mタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当総合医療保険)



**熊本支社**/熊本県熊本市中央区中央街3-8  
TEL 096-354-4584



**熊本支店**/熊本県熊本市中央区花畠町4-7  
(朝日新聞第一生命ビルディング7F) TEL

◎この資料は平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-27-1046(平成28年3月17日)